

# 被災宅地危険度判定活動に市職員が参加しました

東日本大震災で被災した宅地の二次災害防止のため、国土交通省及び東京都を通じて、宮城県から被災宅地危険度判定士の広域派遣要請がありました。

市では、東京都内の第一陣として、下記のとおり市職員を派遣し、判定活動を行いました。



## 1 派遣期間

3月22日～4月2日

## 2 派遣先

宮城県仙台市

## 3 派遣職員数

- ・3月22日～3月27日 2人（都市整備部建築指導課職員）
- ・3月28日～4月2日 3人（環境部下水道課職員，都市整備部道路管理課職員）

担当した地域は、海から離れた、仙台市の南側に位置する丘陵地の住宅街で、地震による地滑りや地盤の陥没、擁壁の損傷、またそれに伴う建物の傾きなどが多く見られました。まだ余震が続く中、二次災害を防ぐためにも、特に危険度の高い箇所の住人の方には避難所への避難を促しました。住人の方は、自分が住んでいる地域の避難所の場所は比較的認識している様子でした。

現地で活動した職員は、感想として、「私たちも日頃から万が一の災害に対する準備や、家族との待ち合わせ場所にもなる避難所の確認をしておく必要を強く感じました」と話しています。



※被災宅地危険度判定制度とは

大規模な地震などの被災により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士が、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災した宅地の危険度を判定することにより、二次災害を軽減・防止し、市民の安全を図ることを目的とした制度です。